

淳和・嵯峨両天皇の「薄葬」からみる山陵衰退の画期

—— 祭祀の変遷と良房の立場 ——

青 木 佑 磨

はじめに

天皇における葬送儀礼を語る上で、古代から中世にかけては淳和天皇の散骨を避けては通れない。淳和は、同時期に崩御した嵯峨とともに薄葬を推し進めた人物として注目されることが多い。

政治だけでなく文化的にも中国の影響がみられる治世なだけに、宗教的な要素が両者の遺詔に強く反映されていると考えられてきた。その中で、中川久仁子¹⁾は、「散骨」をはじめとする遺詔の内容とそれに対する側近・藤原吉野の奏言に注

目し、息子である恒貞親王の立場及び皇位継承問題と絡めて論じている。ただ、遺詔と奏言の内容について、淳和と吉野が事前に打ち合わせをしていたのではないかといった点や、位を廃されても騒ぎを起こさないようにと、恒貞親王への訓戒を込めたという点など、根拠に乏しい部分や論理の飛躍がみられる箇所がいくつか存在する。

山田邦和²⁾によると、喪葬儀礼を豪華にしたり大規模な山陵を築くということがなくなったりした点が、のちの天皇の葬礼にも受け継がれているという。巨大な山陵は否定する一方で山陵祭祀は必須といった、平安時代的な喪葬儀礼形態の端緒を淳和・嵯峨の葬礼から見出ししている。

薄葬の内容としては、政府からの葬具支給等を拒む旨がある。これについて、政府の要求を固辞することは私人として葬送を実施することを意味し、淳和・嵯峨と続くことで、讓位すれば国家の管理下から解放され「私的な墳墓を営むことができる」という觀念が醸成されていく契機になったといわれている。

また、山本大介⁽⁵⁾は嵯峨の遺詔に含まれる「卜筮」という文言に着目し、山陵の存在と崇りが占いを媒介に結びついたと指摘する。占いによって怨霊と山陵の崇りが同列に並べられ、山陵すなわち祖霊が害を与えかねないという認識がもたれていた状況を鑑みて、淳和・嵯峨が「自らをそてかつて崇る山陵として見出されてきた祖先たちを卜筮と崇りの呪縛から解放」しようとしたと山本は考察する。

以上を踏まえても、淳和・嵯峨における喪葬儀礼の特異性は明らかだ。それだけに、以前までの「薄葬」とはまた異なる内容を命じた理由・背景に迫ることは難しく、多角的な要素を踏まえた研究は不十分に思う。

本稿では、淳和・嵯峨の山陵認識と遺詔における山陵否定の意義を、使者発遣制度の変遷を中心に薄葬思想と絡めて検

証していく。また、両者の葬礼以降の山陵認識についても、当時の政治状況や律令陵墓祭祀の衰退と共に言及していきたい。

一、淳和・嵯峨の薄葬と周辺状況

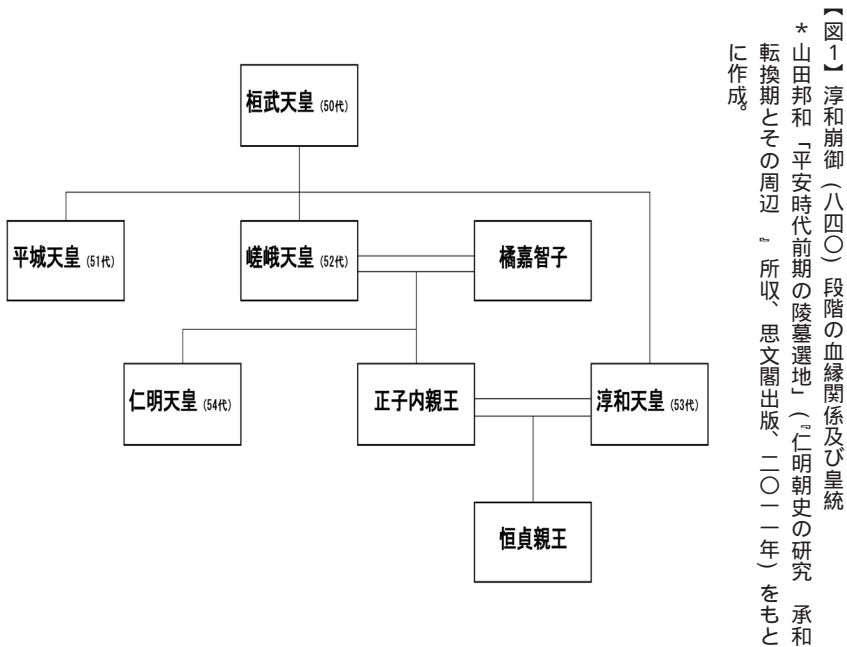
(1) 皇統の整理と淳和・嵯峨の葬礼

まずは、淳和が崩御した承和七年(八四〇)段階での嵯峨・淳和近辺の血縁関係を、図で整理する。【図1】をみると、嵯峨と淳和は兄弟関係(淳和は異母弟)で、嵯峨の皇女である正子内親王が淳和の皇后という関係がわかる。また、嵯峨が即位して以降、淳和・仁明と皇位を継承していき、承和の変によって恒貞親王が位を廃されるまで、嵯峨・淳和兄弟の子が交互に皇太子・天皇の座に就くという両統迭立の形がみられた⁽⁶⁾。これより、嵯峨の家父長制下で二つの皇統がまとまっていたといえる。

次に、淳和の一連の葬送に関係する史料を挙げ、葬礼に至る時系列等を整理していく。

この史料は、崩御の二日前に出されたもので、淳和の遺詔が述べられた部分である。傍線部では「私はもともと華美

史料1 続日本後紀 承和七年(八四〇)五月辛巳(六日)条
 後太上天皇顧命皇太子曰、予素不尚華飾。況擾耗人物乎。歛葬之具、一切從薄。朝例凶具、固辞奉還。葬畢積纒、莫煩國人。葬者蔵也。欲人不レ觀。送葬之辰、宜用夜漏。追福之事、同須儉約。又国忌者、雖義在追遠、而絆苦有司。又歳竟分綵帛、号曰荷前。論之幽明、有煩無益。並須停状、必達朝家。夫人子之道、遵教為先、奉以行之。不レ得違失。重命曰、予聞人没精魂歸天。而空存冢墓。鬼物憑焉、終乃為祟、長貽後累。今宜碎骨為粉、散之山中。於是、中納言藤原朝臣吉野奏言、昔宇治稚彦皇子者、我朝之賢明也。此皇子遺教、自使散骨。後世効之。然是親王之事。而非帝王之迹。我国自上古、不起山陵、所未聞也。山陵猶宗廟也。縱無宗廟者、臣子何処仰。於是更報命曰、予氣力綿憊、不能論決。卿等奏聞嵯峨聖皇、以蒙裁耳。



なものを好まない、ましてや他人に負担をかけることはなおさらである」といったことが書かれており、傍線部は「葬具の一切は薄に従いなさい。政府からの恒例の葬具の下賜は固辞し返還しなさい」という内容である。以上の二点は、淳和の意向と葬礼の在り方における方針をうかがい知ることができる部分といえよう。

また、「国忌や荷前は民を煩わせ益が無いから、止めるように政府に願いなさい」といった内容が記されている箇所（傍線部）からは、山陵造営と葬送後の祭祀を実質的に拒否していることが読み取れる。傍線部は、人は死ぬと魂と体が分かれ、冢墓すなわち遺体の方に鬼物が憑依して祟りを引き起こしてしまうと示している。埋葬方法は、傍線部の「骨は砕いて粉にし、山中に撒きなさい」といった記述からも、散骨を命じていることは明白である。

このように、確かに淳和が簡素な喪葬儀礼を指示していることは間違いない。その一方で、淳和が崩御した後の記録をみると、遺詔の内容とはかけ離れた政府の対応が浮かび上がる。

史料2 「続日本後紀」承和七年（八四〇）五月癸未（八日）条

後太上天皇崩于淳和院。春秋五十五。勅遣左近衛少将従五以下佐伯宿祢利世於近江国、左衛門権佐従五位下田口朝臣房富於伊勢国、右近衛府生大初位下常澄宿祢氏繼於美濃国、固守三関^上。但美濃国命守従四位下笠朝臣広庭、便固関門。以正三位藤原朝臣吉野、從三位源朝臣定、正四位下三原朝臣春上、正四位下源朝臣弘、從四位上藤原朝臣衛、從四位下紀朝臣長江、正五位下藤原朝臣輔嗣、正五位下藤原朝臣嗣宗、外從五位下清内宿祢御園、六位已下三人為装束司。正三位藤原朝臣愛発、從三位藤原朝臣繼業、從四位上文室朝臣秋津、從四位上源朝臣明、從四位上源朝臣寛、從四位下和氣朝臣仲世、從五位下林朝臣常繼、六位已下四人為山作司。從四位下岑成王、從五位下広宗宿祢糸繼、六位已下三人為養役夫司。從五位下近棟王、外從五位下秦宿祢真仲、六位已下二人為作路司。正三位藤原朝臣愛発為御前次第司長官、從五位上藤原朝臣宗成為次官。判官二人、主典二人。從四位上文室朝臣秋津為御後次第司長官、從四位下文室朝臣名繼為次官。判官二人、主典

二人。以_レ絹五百匹、細布百端、調布千端、商布二千段、錢五百貫、鉄八十廷、鍬二百口、白米百斛、黒米百斛_一奉_レ充_二御葬料_一。癸_二五畿内及近江丹波等国夫一千五百人_一、以供_二御葬所_一。

この史料では、政府が山作司という山陵の造営を執り行う役職、作路司という葬送時の道路や橋の整備を行う役職を任命し、畿内近辺から国夫として一五〇〇人を動員するよう命令していることがわかる。また山陵造営職の任命といった、遺詔の通りに散骨を実行するだけなら必要がない役の他にも、民を煩わせることを否定する淳和の意向とは反するほどの、多くの人員が葬礼に割かれていた状況がみえる。

史料2と前掲史料1を比較すると、政府は明らかに淳和の遺志に従わない姿勢を示している。

こうした、遺詔と矛盾する政府の行動に対し、淳和側はどのような対処をしたのだろうか。

史料3『続日本後紀』承和七年(八四〇)五月戊子(十三日)条

勅、遣_二左近衛少将従四位下橘朝臣岑継、及四衛府監尉志已下三十二人於淳和院_一、監_二護装束山作養民司等_一。

遺詔不_レ受矣。此夕、奉_レ葬_二(闕字)後太上天皇於山城国乙訓郡物集村_一。御骨碎粉、奉_レ散_二大原野西山嶺上_一。

政府の命を受け、橘岑継をはじめとする三十人以上の役人が、淳和院に遣わされたことが読み取れる。これに対し、淳和院は遺詔を盾にその対応を受け入れず、淳和の望んだ通りに散骨が実行された。以上のやり取りから、政府主導の葬送儀礼を淳和院側が拒否し、最終的には遺詔が守られた様子がみえてくる。

ここまで一連の流れを追ってきたが、淳和が散骨を指示したにもかかわらず、政府側がそれを一度無視した点は、やはり注目すべき事柄だろう。ただ、ここで結論を急がないようにしたい。なぜなら散骨そのものに抵抗があつたわけではないからだ。

前掲史料1の傍線部からは、淳和の遺詔に対する藤原吉野の考えがうかがえる。吉野は淳和に対し、親王が散骨する事例はあつたものの、「帝王」が山陵を造らなかつた例は聞いたことがないと主張している。また、山陵は宗廟のようなものであり、もしそれが築かれなくなると臣下はどこを仰げばいいの_か、と淳和を説得する様子も記録されている。吉

野の理解とすれば、淳和は讓位したとはいえ「帝王」であるため、山陵が必須であるという認識だったことだろう。淳和はこれを受け、嵯峨に奏上しその判断に任せる意向を示している（傍線部）。こうした流れから、吉野は散骨自体が前代未聞の葬送方法として拒絶したのではなく、祭祀を行う場が失われることを懸念していたということを強調しておきたい。

以上、淳和を諫めようとした吉野や遺詔に沿わない行動をした政府と、淳和（院）との間で葬送儀礼の捉え方が異なっていたことは明白である。そして、それは散骨という埋葬方法が直接の争点ではなく、山陵の必要性を問うものであった。これらを踏まえ、次に嵯峨の遺詔をみていく。

史料4 『続日本後紀』 承和九年（八四二）七月丁未（十五日）条（闕字） 太上天皇崩于嵯峨院。春秋五十七。遺詔曰、

余昔以不徳、久忝帝位。夙夜競々、思濟黎庶。

然天下者聖人之大宝也。豈但愚戇微身之有哉。故以万

機之務、委於賢明。一林之風、素心所愛、思欲無

位無号詣山水而逍遙。無事無為翫琴書以澹泊。後

太上天帝陛下、寄言古典、強我尊号。再三固辞、遂不獲免。生前為傷。沒後如何。因茲除去太上之

葬礼、欲遂素懷之深願。故因循古事、別為之制、

名曰送終。曰夫存亡天地之定数、物化之自然也。送

終以意、豈世俗之累者哉。余年弱冠、寒痾嬰身。服

石变熱。頗似有驗。常恐天傷不期。禁口無言。是

以略陳至志。凡人之所愛者生也。所傷者死也。雖

愛不得延期、雖傷誰能遂免。人之死也、精亡形銷、

魂無不之。故氣属於天、体歸于地。今生不能

有堯舜之徳。死何用重国家之費。故桓司馬之石槨

不如速朽。楊王孫之羸葬不忍為之。然則葬者感

也。欲人之不得見也。而重以棺槨、繞以松灰、

期枯腊於千載、留久容於一壙。已乖歸真之理。甚

無謂也。雖流俗之至愚、必将咲之。豐財厚葬者、

古賢所諱。漢魏二文、是吾之師也。是以欲朝死夕葬、

夕死朝葬。作棺不厚、覆之以席、約以黑葛、置

於床上。衣衾飯哈。平生之物、一皆絶之。復歛以時

服、皆用故衣。更無裁制、不加纏束、着以牛

角帶、扱山北幽僻不毛之地。葬限不過三日、無

信_レ卜筮、無_レ拘_レ俗事。謂_レ謚誄飯含祝願忌魂歸日等之事。夜剋須向_レ葬地。院中之人可_レ著_レ喪服而給_レ喪事、天下吏民不得_レ着_レ服。而供_レ事今上者、一七日之間、得服_レ衰絰。過_レ此早秬。扱_レ其近臣出入臥内者。心_レ着_レ素服。余亦准_レ此。一切不可_レ哀臨。挽_レ柩者十二人、秉_レ燭者十二人、並衣以_レ粗布、從者不_レ過_レ廿人。謂_レ院中近習者。男息不_レ在_レ此限。婦女一從_レ停止。穿_レ坑淺深縱橫、可_レ容_レ棺矣。棺既已下了、不_レ封不_レ樹、土与_レ地平、使_レ草生_レ上。長絶_レ祭祀。但子中長者、私置_レ守冢、三年之後停_レ之。又雖_レ無_レ資財、少有_レ琴書。処分具_レ遺_レ子戒。又冢家之論、不_レ可_レ絶棄。是故三七、七七、各粗布一百段、周忌一百段、以_レ斯於_レ便寺_レ追福。佛布施絶細綿十屯、裹以_レ生絹、可_レ置_レ素机上。一切不可_レ配_レ国忌。每_レ至_レ忌日、今上別遣_レ人信於_レ一寺、聊修_レ誦經。布綿之數同上齋。終_レ一身而即休。他兒不_レ効_レ此。後世之論者若不_レ從_レ此、是戮_レ屍地下。死而重_レ傷_レ魂而有_レ靈。則冤_レ悲冥途、長為_レ怨鬼。忠臣孝子、善述_レ君父之志、不_レ宜_レ違_レ我情而已。他不_レ在_レ此制中者、皆

以_レ此制。以_レ類從_レ事。

傍線部 は、嵯峨が自らの葬礼を薄葬にするよう命じた理由が述べられている箇所、太上天皇としての葬礼の要素を「除去」し、自分の意思を貫きたいということが書かれている。傍線部 は「人は死ぬと精が無くなり、形や魂も失われる。そのため気は天にのぼり体は地に還る」といった内容であり、史料1で示した淳和の遺詔の「人没精魂歸_レ天」に対応する部分といえそう。

ただし、崇りの主体について、淳和は地上に残る墓に鬼物が憑依するという表現をしている（史料1、傍線部）。一方で、嵯峨は遺詔が守られなければ自身が崇りをなす可能性を示唆している（傍線部）。この違いについて、山本は「淳和は山陵を一切否定することによる崇りの回避、嵯峨は山陵は残しながらもその祭祀方法が守られることによる崇りの回避」を意図していたと考察する。

傍線部 については、同じく史料1に「葬者感也。欲_レ人不_レ観」という文言、傍線部 の国忌を否定する要素についても淳和の遺詔に含まれており、嵯峨と淳和で共通した意識があつたと推測できる。傍線部 では、漢と魏の二人の文帝

について触れているが、共に中国における薄葬思想の実践者として有名な人物である。前者は、それまでの古墳型陵墓ではなく自然の山丘を利用して陵にしていることから、山陵の造営を否定したと考えられている。後者は、遺詔に「夫葬也者、蔵也、欲人之不得見也」という文言を使用し、薄葬思想の模範的な先例として日本でも古くから周知されていたといふ。

淳和・嵯峨の遺詔にも似たような表現が盛り込まれていることから、中国から思想的影響を少なからず受け、薄葬の流れを受けているのは確かだろう¹²⁾。

傍線部の「子中長者」は仁明を指している。それまで薄葬の具体的な指示を述べてきた中で、仁明に対しては私的な陵守の設置や寺院での追福を許可している格好だ。淳和の一連の騒動を目の当たりにしたことで、周囲の反対を抑え現実との妥協点を見極めた結果として評価される部分であり、淳和の遺詔とは異なっている点といえる。

また、この部分からは陵墓管理に関する認識に明らかに変化がみえるが、詳細は第三章で述べることにする。

(2) 家父長制下における思想的影響

【図1】で示した血縁関係に関連し、ここからは嵯峨の家父長制下に置かれているそれぞれの皇后の遺詔もみていく。

史料5 『文徳天皇実録』 嘉祥三年(八五〇)五月壬午(五日)条 葬_レ太皇太后于深谷山。遺令薄葬。不_レ嘗_二山陵_一。

この史料は、嵯峨の皇后であり「太皇太后」となった橘嘉智子の遺詔についての記事である。ここからは、嘉智子が薄葬を命じたこと、山陵の造営を否定していることが読み取れる。

また、嵯峨の遺詔(史料4、傍線部)には「樹木は植えず地面は平らにし、草は生えるにまかせろ」といった要素があり、嵯峨と嘉智子の遺詔においては、墳墓を否定している点が共通している。

史料6 『三代実録』 元慶三年(八七九)三月癸丑(二十三日)条

命_二左右_一曰、天長天子、顧命火葬。不_レ置山陵、无_二園廟之可_レ陪。吾瞑目之日、即入_二朽材之槨心_一。挿_二嵯峨之山腹_一、无_レ置_二守家_一、不_レ配_二国忌_一。一如_二先後太上

皇之遺制¹⁾

これは、淳和の皇后の正子内親王の遺詔である。傍線部の記述からは、正子内親王も淳和や嵯峨の薄葬思想の流れを汲んでいることが読み取れる。このように先例を提示したことについて、卑見では淳和との夫婦関係に連関している部分があるように思う。

以上、淳和をはじめとする遺詔を中心に、嵯峨の家父長制下における薄葬思想を追ってきた。これらをまとめると、淳和の遺詔に含まれる薄葬思想については、嵯峨の「然則葬者蔵也」や嘉智子の「遺令薄葬」などの文言が対応している。正子も「一如先後太上天皇之遺制」とある通り、この流れに倣って葬送が行われたことがうかがえる。

葬送方針については、嵯峨と嘉智子は墳丘を否定しているものの、火葬については言及していないため、おそらく土葬されたであろう。一方で、淳和は「散骨」を遺詔の中に盛り込んでおり、詳細をみると異なる部分が見られる。

ただ網干善教は、火葬と土葬といった埋葬形式の違いで思想が明確に区別されるわけではないと指摘しており、薄葬という観点では思想の方向性は一致しているとみてよいと思わ

れる。したがって、薄葬思想についても、嵯峨の家父長制下で共有されていたと推察する。

薄葬思想が根底にあり、祭祀の制限・拒否を表明したことは、山陵に対する認識を確認する際に重要な要素となるだろう。

一、陵墓祭祀からみる山陵の存在価値

(1) 荷前の変遷と天皇霊

荷前は毎年十二月に陵墓へ幣物を献する陵墓祭祀のことで、常幣と別貢幣の二つが存在した。私見では、こうした制度の変遷や陵墓・使者の推移に焦点を当て、祭祀の面から論じることにより、制度面から山陵の存在価値を追究することが可能だと考える。これについては服藤早苗¹⁶⁾の研究が有名である。

また北康宏¹⁷⁾は、陵墓祭祀の実態について時期ごとに整理し、制度的変遷だけでなく政治的状況も踏まえた論を展開している。難解ではあるが、山陵祭祀の研究としては最も詳細な検討がなされているといえるだろう。

本章では、山陵が担っていた本来の役割がいかに喪失していくのか、また祭祀がどう変容していくのかを、北の論考をもとに時系列に沿って整理していきたい。

山陵がもつ本来の性質をみる際に、重要なのは天皇霊との結びつきである。この天皇霊という觀念が、祖霊を祀る山陵祭祀とどう対応していくかを追う。

まず令制以前の天皇靈觀念¹⁸⁾としては、あくまで現天皇に付属する靈威を指すものであり、政治的な後盾としての思想がみられないという。つまり、天皇の身体そのものが神聖性を帯びている（＝権威と身体が分離していない）が故に、陵墓に天皇自身の人格が直接的に反映される。天皇の治世のもと生まれた君臣意識を視覚的に表すためにも、ある特定の天皇の山陵にモノメントとしての役割が付与されたと考えられる。¹⁹⁾

その後、律令制度により天皇と臣下という君臣関係が明確になることで、山陵は大きさによる権威の体現という側面が薄れた。加えて、いわゆる大化薄葬令によってその流れが押し進められることとなった。北は、その後の壬申の乱における大海人皇子（のちの天武天皇）の神武陵奉幣及び即位後の

正当性確保を背景に、先皇霊が現天皇を守護するという觀念が生まれ、陵墓に使者を送るといった常幣の形式に繋がると指摘する。²⁰⁾

常幣の特徴としては、治部省諸陵寮が管轄するすべての山陵を対象とする点に集約されるといい。したがって、祖先の範囲が先皇に限定され、同時に守護される後継者が明確化することとなる。兄弟や父子による皇位継承などといった単なる血縁的な繋がりでなく、天皇という地位に基づく系譜の上で守護される。要するに「身体から切り離された天皇位の権威が現天皇の統治を正当化し根拠付ける」という政治的な性質を帯びることを意味する。

常幣の創始によって「天皇霊」と表現された天皇位の権威は、現天皇の性質と関係なく山陵に基づくものとなり、山陵が示す一系性によって担保されることになる。権威と身体が分離した状態では、山陵の規模と「力」関係は比例しない。つまり、山陵の大きさもはや重要視されなくなったことを意味し、²²⁾ 極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化

する。
八世紀初めには大陵制がみられるようになり、特定の陵墓

を対象とする相対的な考えが現れてくる。こうして、山陵に政治的モニュメントという側面と血縁的な繋がり側面が混じりあう、不安定かつ曖昧な形が発生した。

以降八世紀の半ばには、天皇の葬地を対象にしていた常幣の枠に、皇太后・太皇太后の葬地が含まれるようになるなど、元来血縁的な要素は無かったはずの常幣が、母系の祖をも対象にする状況が生まれた。血縁的に「近い／遠い」という基準になり、名称も「近陵」へと改正される。⁽²³⁾ こうした変化は、常幣に内廷的性格を付与するだけでなく、本質的機能を否定することにも繋がる。

そして、それまで陵とは厳密に区別されていたはずの「墓」への常幣がとどめを刺す格好となった。八世紀末になると、外祖父母墓制の成立や国忌省除令⁽²⁴⁾によって血縁意識がさらに強調され、外祖父母墓が常幣の対象になったと考えられている。つまり、延暦期に墓への「常幣」が成立したと推測される。これは同時に、天皇という地位及び一系性を保つための方法であった常幣の根本が破壊されたことを意味し、山陵の意義変容の決定機といえる。

(2) 淳和・嵯峨期における山陵祭祀

山陵がもつ性質の変遷をみると、桓武朝までに令制下で付与されてきた政治的要素は失われつつあったことが確認できた。ただ、それでもなお山陵の存在自体は否定されていない。ここからは別貢幣に関わる政策を通じて、山陵の価値変化をみていく。

嵯峨・淳和期からやや遡るが、八世紀後半にはのちの別貢幣の元となる別幣奉獻がみられるようになり、はじめは常幣儀式の枠内で行われていたという。常幣が八世紀中葉には諸王中心となっていたが故に、近陵に対しては諸王が常幣と別幣を兼ねていたと推測されている。皇族関係者が使者を務めることは天皇の代理を意味し、北はここに天皇の私的な祖先祭祀の開始をみる。⁽²⁶⁾

また、桓武期後半には病や災害などが頻発し、これが早良親王の怨霊によるものと解釈されるようになる。この祟りに関して、桓武天皇は天皇号（崇道天皇）を贈ったり、忌日を国忌に、葬地を近陵に含めたりすることで対応した。

この一連の対処によって、血縁上では桓武の弟にあたるとはいえず、祟りを引き起こす原因とされた人間の陵を近陵に加

える前例が生まれた。これは近陵の起点が現天皇におかれることを示し、相対的な基準に変化したことを意味する。それまで別幣奉獻がもっていた祖先祭祀という性質が失われた中で、嵯峨期に遣使制度の改正が推定される²⁷。また、嵯峨期には次のような政策が出される。

史料7 『類聚符宣抄』 弘仁四年（八一三）十二月十五日宣

参議秋篠朝臣安人宣、承前之例、供奉荷前使五位已上、

外記所^レ定。今被^レ右大臣宣、自今以後、中務省点定。

永為^レ恒例^ニ考。但三位已上、外記申上可^レ点考。

弘仁四年十二月十五日

この史料は、四位五位官人の使者点定を中務省が行うことを示したものである。ただ傍線部からは、それまで別貢幣が太政官の下に属する外記の指定で行われていた様子がうかがえる。また、大同末期から弘仁初年にかけて、使者も諸王から五位以上官人へ移り変わることが確認されているという²⁸。

それまで太政官の管轄下で行われていたという面では、嵯峨期に別貢幣が政治性を帯び、国家的儀式に変容した転換点だといえよう。そして、使者を官人が務めることは、「彼らの

天皇に対する仕奉という含意が付与されたことを意味する³⁰。他に着目すべき点として、使者発遣の条件について定めていることが挙げられる。裏を返せば、対象山陵の見直しといったものではなく、使者を山陵に遣わすという行為・形式の方に重きを置いていとみることができるとは、それは山陵のモニュメント性が軽視され、祭祀の重要性を下げることに繋がる。そして、淳和が即位した天長元年には八陵遣使制が成立する。

史料8 『類聚符宣抄』 天長元年（八二四）十二月十六日宣

右大臣宣、奉（闕字）^レ勅、山階、後田原、大枝、柏原、

長岡、後大枝、楊梅、石作等山陵献荷前使、宜^レ差^レ参議

以上。若非参議、用三位以上。立為^レ恒例^ニ。

天長元年十二月十六日 大外記宮原宿祢村継 奉

この記事は八陵遣使制の成立を示しており、それぞれ山階陵は天智天皇、後田原陵は光仁天皇、大枝陵は高野新笠³¹、柏原陵は桓武天皇、長岡陵は藤原乙牟漏³²、後大枝陵は藤原旅子³³、楊梅陵は平城天皇、石作陵は高志内親王を指している。以上列挙した山陵に、参議以上もしくは三位以上の官人を派遣す

ることを定めたことがわかる。

この史料で注目するポイントは、対象とする陵墓が明示され、数に制限が掛けられている点といえる。近陵については柔軟に範囲設定されており、よほど対象が増えない限り問題はないとされる。にもかかわらず、使者数をもとに対象山陵の制限がなされるといった逆転現象が起きた。

同じく淳和期には、即位告文使発遣が開始される。天皇位の所在を陵墓に報告することで、加護を祈ったり崇りを未然に防いだりすることが目的とされるが、皇位継承の正当性を明示する役割もあつたと考えられている。

これについて、陵墓祭祀の形式化に伴い私的祭祀の面が強調されてきた結果だと北は指摘する。³⁶一方で、服藤はこうした即位や立太子における使者発遣について、嵯峨・淳和の治世で「天皇家の祖先祭祀としての山陵祭祀が重視され、発展すると考え」る論拠とし、³⁶黒羽も高志内親王の改葬計画と共に、皇統の維持のために淳和が山陵の権威を用いた政策として即位告文使発遣を評価する。³⁷

以上の見方を比較する際、使者発遣という行為自体は変わらず、即位以外にもその時々政治・社会的な問題にに応じて、

臨時奉幣が行われていた状況を加味しなければならぬだろう。その中で、田中聡は臨時奉幣の分析を通じて、別貢幣の補充というような従来の認識に疑問を投げかけており、時期や目的を柔軟に設定できる臨時奉幣に、別貢幣の衰退理由を見出す。³⁸

乱立という表現は大袈裟かもしれないが、似た構造をもつ山陵祭祀が他にも並行して行われていたことを考慮すると、祭祀の発展と位置づけるのは難しいと思われる。私見では北の主張に同意し、この延長線上に山陵祭祀の衰退をみる。

崇る性質が現れるなど山陵の存在を肯定できる要素がなく、実際に山陵祭祀の衰退がみられたことを踏まえると、山陵を積極的に設ける理由・意義はどれほどあつただろうか。加えて、淳和即位時点で嵯峨・淳和・正良親王（のちの仁明）と、両統迭立の状態が以後継続していく可能性があつた。家父長制に基づく皇統運営ができれば、山陵を新たに造営してまで天皇位を明示する必要はなくなる。むしろ、陵墓祭祀の変化や皇位継承といった背景が、山陵が担っていた役割を無効化した側面すらある。

こつして「天皇の一系性を示すモノコメント」であつた山

陵は、規模が問題視されなくなつた状態からさらに、存在さえ必要ない段階に進んだと捉えることができる。

では、なぜ当時山陵造営の否定がなされ、淳和に至っては散骨を命じたのか改めて考えたい。もちろん、自身の葬礼によつて財政的負担や悪影響を及ぼさないようにという徳治的な理由も含まれていただろう。ただ、これまで述べてきた要素を踏まえると、崇りの可能性をほめかすという脅しにもみえるやり方で、遺詔の内容、すなわち散骨を遂行させるようにしたと推察する。

単に薄葬を希望するのであれば、早良親王などの崇る陵墓の性質を否定すれば済むはずだろう。しかし、陵墓の性質には触れず、敢えて鬼物の崇りに言及した。これは山陵への否定的見解があつた上で、山陵を築きたくないという意向が存在したことを意味しているのではないだろうか。

淳和の喪葬儀礼について、「元明天皇以来受け継がれてきた天皇の薄葬の流れをいわば極限まで押し進めたもの」と評価する声がある。確かに、山陵を造営しなかつた上に散骨を命じた天皇経験者は淳和以外おらず、その面で見れば薄葬の極致に達したことは間違いない。しかし、思想的な背景に加

え祭祀の変容をみていくと、山陵を肯定できる面が失われていたが故の方針だったことも視野に入れる必要があるだろう。

三、淳和・嵯峨以降の葬礼の変化

(1) 仁明期の方針転換と良房の意図

第二章では北の論考を軸に、祭祀を通じて淳和・嵯峨の山陵認識や両者の薄葬に至る政治的背景を探った。しかし、その方針がのちの時代に受け継がれたわけではない。転機となつたのが承和十一年(八四四)になされた、当時大納言の藤原良房による諮問¹⁾である。

史料9「続日本後紀」承和十一年(八四四)八月乙酉(五日)条
 文章博士從五位上春澄宿祢善繩、大内記從五位下菅原朝臣是善等、被_レ大納言正三位藤原朝臣良房宣稱、先帝遺誠曰、世間之事、每_レ有_レ「物怪」、寄_レ崇先靈。是甚無_レ謂也者。今隨_レ有_レ「物怪」、令_下所司_上卜筮_上。先靈之崇明_二于卦兆_一。臣等擬_レ信、則忤_二遺詔之旨_一、不_レ用則忍_二当代之咎_一。進退惟谷。未_レ知_二何從_一、若遺誠後有_レ可_レ改、

臣子商量、改_レ之耶以否。由_レ是略引_二古典証拠_一之文曰、昔周之王季、既葬後有_レ求而成_レ變。文王尋_レ情奉_レ之也。先靈之崇不_レ可_レ謂_レ母。又有_レ幽明異_レ道、心事相違者。如_二北齋富豪梁氏_一是也。臨_レ終遺言。以_二平生所_レ愛奴_一為_レ殉。家人從_レ之。奴蘇言、忽至_二官府_一、見_レ其亡主。同曰、我謂、亡人得_レ使_二奴婢_一。故遺言喚_レ汝。今不_二相関_一。当_レ白_二官放_レ汝。同謂_二家人_一、為_レ我修_レ福云々。又春秋左氏伝、魏武子有_二嬖妾_一、無_レ子。武子疾、命_二其子顆_一曰、必嫁。病困則更曰、必以為_レ殉。魏顆扞_レ之。從_二其治_一也。謂_二病未_レ至_レ困也。遂得_二老夫結_レ草之報_一。尚書曰、女則有_二大疑_一。謀及_二卿士_一、謀及_二卜筮_一。白虎通曰、定_二天下之吉凶_一、成_二天下之亶々_一。莫_レ善_レ於蓍龜。劉梁弁和同論曰、夫事有_二違而得_レ道_一。有_二順而失_レ道_一。是以君子之於_レ事也。無_レ適無_レ莫。必考_レ之以_レ義、由_レ此言之。卜筮所_レ告、不_レ可_レ不_レ信。君父之命、量_レ宜取捨。然則可_レ改_レ改_レ之。復何疑也。朝議從_レ之。嵯峨は、先靈の崇りを否定することを永続的な山陵祭祀の禁止理由としていた。しかし、所司の卜筮によって、明らか

盾が生じたことで、仁明が良房に命じて諮問を行わせ、春澄善繩と菅原是善の論を聞くことにしたという背景がある。

二人は、遺誠に改めるべき所があれば臣下が改めることができる」と主張した(傍線部)。そして、中国の古典を例に出し、卜筮の結果を信じないわけにはいかない(傍線部)という結論を導き、朝議でもこの結論に従うといった方針がとられることになる。これは政府が嵯峨の遺詔に反する姿勢を明確に示したことを意味し、仁明も死後先靈として崇りを起こし得る存在と受け止められることが決まった。

この一連の出来事は先靈の崇りと山陵祭祀の肯定を意味し、以降祭祀を行う場として、山陵は存在すべきものという認識が固まったと考えられる。

のちの政府の対応まで追った所で、淳和・嵯峨の葬礼前後を整理しよう。淳和の意向は直ちに覆されそうになつたが、淳和院側の働きや嵯峨の意志によって、葬礼は遺詔の通り行われた。一方で、嵯峨の遺詔は一旦受け入れられたものの、前述した諮問を通じて否定されることになり、山陵祭祀の必要性が明示された。

ここでもう少し、政府が嵯峨の意向に反する姿勢をとった

に崇りが存在するという結果(傍線部)が出た。ここに矛

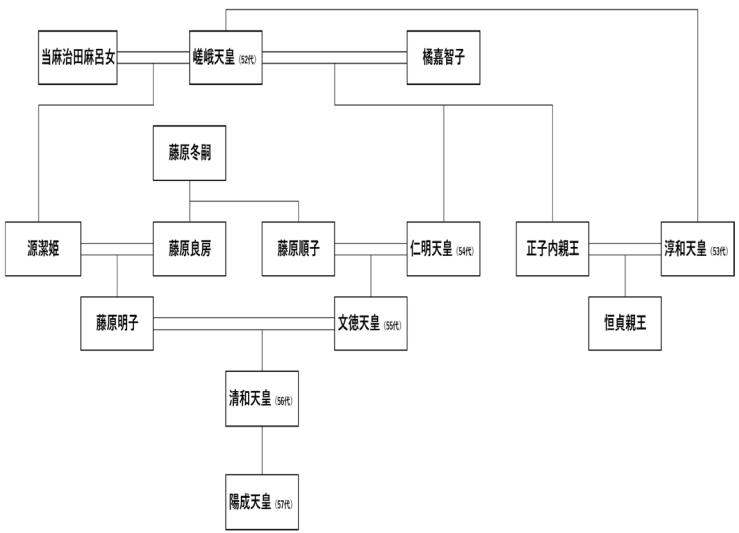
背景を政治的な側面から深めていく。私見では、良房の血縁的な立場を重視している。承和の変についての詳細は論旨から逸脱するため深くは触れないが、この出来事を機に良房に利が生まれる状況へと進んだが故に、その影響がこの後の良房の動きに現れてくる。

承和の変により、淳和の子息であり皇太子の地位にいた恒貞親王が廢され、道康親王（のちの文徳天皇）が立太子する。道康親王は仁明の子であるが、良房の妹にあたる藤原順子を母にもち、良房からみれば甥という関係だ（【図2】参照）。

嵯峨の家父長制の傘に良房が着実に入り込み、天皇に影響を及ぼす構造が生じている。

また、嵯峨によって山陵及び山陵祭祀を否定された状態が続くと、「天皇」や家父長制に基づく権威を示す存在や儀式が廢れる可能性があつただろう。加えて、史料9が出された承和十一年（八四四）八月段階で父子直系継承というライン（嵯峨 仁明 道康親王）が現れており、良房との血縁関係を踏まえると、淳和はその筋道から外れてしまう。同じタイミングで撤回されても良さそうな淳和については触れられず、嵯峨への山陵祭祀を認めさせたのは、遺詔の内容如何はもち

【図2】平安時代初期の天皇家と藤原氏の関係
* 倉本一宏『藤原氏 権力中枢の一族』（中央公論新社、二〇一七年）をもとに作成。



ろん、こうした政治的側面も関係したからだと考える。

以上より、一連の決定によって祟りの有無を争点にしつつも、良房が実際には嵯峨への山陵祭祀を肯定することを意図した可能性はあり得そうだ。そして、一系性を明示する性質をもった山陵祭祀という手段を確保し、藤原氏の正当性を表すための下準備が行われたという見方もできるのではないだろうか。

のちに良房は太政大臣に就任し、方針がみえる政策が出されることとなるが、この先は第三節で述べることにする。第二節では陵墓管理の「私」性という面から山陵の意義について整理したい。

(2) 陵墓の変容

前節では淳和・嵯峨以降の山陵の認識に迫った。仁明の治世では良房の諮問から分かる通り、山陵が担ってきた役割がまだ完全に否定・代替されたわけではないことが確認できた。山田は、こうした「大規模な山陵を否定する一方で、山陵祭祀そのものは必須とするような構造」が、山陵と山陵祭祀の関係に矛盾を生じさせ、供養の場として寺院が台頭し、結果

陵寺を生み出したと論じている。⁽⁴²⁾

ただ、陵寺が淳和・嵯峨の葬礼を契機に登場したというのは厳密には異なる。時系列は遡るが、八世紀の末から九世紀の初めには、祟りの鎮圧という目的で陵寺の建立もしくは既存の寺の転用がなされていた。西山良平は、御霊ないし怨霊の側面をもった淳仁天皇や早良親王などを対象に、国家が祟りの鎮圧のために陵寺を建てた例を挙げている。⁽⁴³⁾ 以上を鑑みるに、嵯峨・淳和期以前では少なくとも「陵寺に代替される陵墓」という形はみえない。

つまり、淳和・嵯峨の薄葬思想及び良房による方針転換は、陵寺の「誕生」に影響を与えたというより、元来の陵寺の性質や陵墓との関係を変容させたという評価をすべきだろう。

こうした陵寺の変質に繋がる材料として、陵墓に私的な管理が希望されたことが挙げられる。前述した嵯峨の遺詔の中に、それが見受けられる箇所がある。前掲史料5の傍線部、を確認すると、仁明が「守家」を置いたり寺院で追福をしたりすることについて、制限はあるものの「私」的に、そして国家とは「別」に行くことは認められている。つまり、公的な要素だけでなく「私」・「家」による管理の余地が発生し

たといえる。

また、諮問によつて先霊と結びついた山陵が崇りをもたらず可能性が示されたこともあり、鎮庄の装置として文徳期に嘉祥寺が建立されている。嘉祥寺は深草山陵、すなわち仁明に対する陵寺である。

陵寺そのものは八世紀の末に既に存在し、陵墓と寺院の結びつき自体はその時点から存在していたことは前述の通りである。その頃は、崇りの発生に伴ういわば対応策として建てられたものだと思われる。しかし、嘉祥寺は怨霊の前史のない段階で造営されており、崇りに対する予防策の意味合いが含まれていると考える。

山陵祭祀の肯定がなされて仁明が崇る存在となることが認定された後、それに備え新しく嘉祥寺が建立される。これこそ山陵の機能が陵寺に代替されたことを指し、それまでと一線を画したといえる。

国家によるものだけでなく私的な管理も唱えられ、次第に山陵と寺院の結びつきが強まり、陵墓管理も寺院の下で認められるようになる。こうした陵墓と陵寺の関係が「転回」することが、山陵律令制の一つの画期だと黒羽は指摘する。⁴⁵⁾

讓位した天皇は山陵を築かないという流れが淳和・嵯峨と続いて以降、儀式の形骸化や私的化が進んでいく。また、天皇が讓位するという形式は、「死なない天皇が登場する（在位の天皇の死がなくなる）」ことと同義である。⁴⁶⁾ 天皇の埋葬地でありモニュメント的な価値も内包していた山陵が、一時的ではあるが造営されなくなる。その後、仁明の山陵は設けられるものの、嘉祥寺の建立によつて崇りの鎮庄は全般的に陵寺に期待されるなど、陵墓において私的な側面が強まる。

そして、陵墓は国家の管理を離れ「家」や「私」による性格が強まり、寺院が陵墓の管理を行う余地も生まれた。こうなると、山陵の存在価値は機能面からみる限り失われており、積極的に山陵を築くことで得られるメリットはもはや無い。こうした状況もあつてか、清和が火葬を命じ山陵を築かなかつた際は淳和・嵯峨のパターンと違い、方針を咎められたり政府に撤回されたりすることもなかつた。これは山陵の政治的価値喪失を象徴する事例といえよう。

(3) 「山陵」の終焉

九世紀の半ばには、いわゆる十陵四墓の詔が出される。

史料10 『三代実録』 天安二年(八五八)十二月丙申(九日)条

(闕字) 詔定十陵四墓可也獻年終荷前之幣。天智天皇山階山陵在「山城国宇治郡」、春日宮御宇天皇田原山陵在「大和国添上郡」、天宗高紹天皇後田原山陵在「大和国添上郡」、贈太皇太后高野氏大枝山陵在「山城国乙訓郡」、桓武天皇柏原山陵在「山城国紀伊郡」、贈太皇太后藤原氏長岡山陵在「山城国乙訓郡」、崇道天皇八嶋山陵在「大和国添上郡」、先太上天皇楊梅山陵在「大和国添上郡」、仁明天皇深草山陵在「山城国紀伊郡」、文德天皇田邑山陵在「山城国葛野郡」、贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峯墓在「大和国十市郡」、後贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣宇治墓在「山城国宇治郡」、尚侍贈正一位藤原朝臣美都子次宇治墓在「山城国宇治郡」、贈正一位源朝臣潔姫愛宕墓在「山城国愛宕郡」。

この史料で特徴的なのは、陵と並んで墓も別貢幣の対象となっている点である(傍線部分参照)。十陵四墓の詔では歴代の天皇だけでなく、清和の外祖母である源潔姫、文徳の外祖父母にあたる藤原冬嗣と美都子、藤原氏の祖鎌足といった血縁の深い人物の墓も列挙されている。天皇という

地位で共通する陵と、血縁に近い人間の墓を同列に扱うことは、律令下で陵と墓を厳密に区別していた状況からすると、相対的にみて血縁意識の強まりが現れているといえる。八世紀半ば頃の陵墓祭祀、すなわち常幣の変容と共にみられるじめた血縁意識に基づく性質を、良房がこの時期に付与し復興させようとした節がみえる。

こうした良房の動きは、第一節で取り上げた諮問を想起させる。結果として、陵墓祭祀を行う環境を整えることで天皇家と親密な藤原氏の正当性を示すという、この政策と通ずる性質が浮かび上がる。

また、こうした政策が良房の太政大臣就任後、幼少の清和を政治的に支える形ができていた中で実行されたという背景も関係する。【図2】で示す通り、皇位は仁明以降文徳、清和、陽成と父から子に引き継がれていく形が生じ、嵯峨の直系が天皇位を継ぐという権力構造に落ち着いた。⁴⁷これにより両統迭立は解消され、良房は太政大臣という役職だけでなく天皇と血縁的にも繋がった立場になる。外戚関係を築き、嵯峨の家父長制とも関わりをもった良房は、少なくとも政権運営という面では、強い力を発揮しえたといえよう。⁴⁸

ただ、方法論だけに注目すると、実際には成功したといえない。第二章で取り上げた常幣についても、血縁要素が加えられたことで山陵の意義を喪失する契機となったことは、既に述べた通りである。こうした祭祀を「国家儀式で公然と尊重することは律令陵墓制度の最も根本的な枠組みの放棄であることは間違いなく、次は陵墓祭祀全体の衰退に直結する結果を引き起こすこととなった。

今回でいえば、天長元年の八陵遣使制以降使者の対象が官人に変わっている。別貢幣の意味合いが藤原氏の思惑による（と感じさせる）ものとなったことで、九世紀末から十世紀にかけて官人は熱意を喪失し、使者の闕念に繋がる状況に陥った。まさに藤原氏のデモンストレーションが引き起こした陵墓祭祀の形骸化⁵⁰である。儀式が「私性」を帯びることは、もはや律令下における制度としての終焉を意味する。使者の発遣自体は十四世紀頃まで続くとされるが、闕念はもはや恒常化し、形式的な儀式から脱却することはなくなる。

藤原氏自体も、外戚関係の構築等で政治的な権勢は保持するものの、山陵及び関連する祭祀はそれを担保するに至らなかった。

こうして、山陵祭祀の衰退・形骸化が多大な影響を及ぼし、律令国家における山陵は終わりを迎える。私的な管理がなされる陵墓は、天皇が埋葬されているとはいえず、あくまでも「個人」の葬地・墓所に過ぎないものとなる。

おわりに

ここまで、遺詔や山陵祭祀の変遷・衰退を追い、主に平安時代初期における山陵認識を考察してきた。それらを踏まえ、淳和・嵯峨における薄葬の価値や意義をまとめていく。

まず律令制の発足前後では、山陵に天皇の後ろ盾といった政治的な意味合いが付されるようになり、天皇の一系性を示すモノメントとしての役割が期待されていた。しかし、山陵祭祀の変容に伴い山陵の意義が薄れていくだけでなく、早良親王の祟りが発現するなど、存在することによる負の側面が大きくなっていった。

その潮流の中、淳和によって山陵を否定する方針が示される。散骨についても、家父長制下で共有された薄葬思想だけでなく、山陵及び山陵祭祀の意義が既に薄れつつあったこと

が前提として存在した。

嵯峨は追福の内容を細かく制限し、薄葬として淳和と似た方針をとるなど、山陵及び山陵祭祀に否定的な意識の強さを示している。しかし、嵯峨が否定していたはずの崇りが発現したことを名目に、仁明期にその方針が政府によって覆される。

この方針転換の中心にいたのが良房である。その後も山陵祭祀にスポットを当て、元来の役割を再び付与することにより、天皇家との親密性・正当性を視覚的に知らしめる思惑があったようにみえる。一方で、こうした政策は私的な意図を感じさせるものであり、使者の闕怠を招き、制度の形骸化を導いた。

陵墓管理の面でも、官葬が否定されることで私的に行う余地が生まれ、陵寺が山陵に取って代わるなど、山陵は存在意義を喪失し、終わりを迎えることになる。

以上、全体を通じて雑駁な論となったが、淳和・嵯峨の葬礼前後を見通すと、山陵の制度的変遷や薄葬思想、当時の皇統・血縁関係と政治状況との連関がみえてきた。そして、山陵の必要性が薄れていた中で明確に存在意義を問うた両者の

喪葬儀礼は、やはり大きな画期であったと形容する他ない。早良親王の崇りや清和の火葬に至る背景など、詳細を論じ残した要素は多いが、ひとまずここで擲筆することとする。

註

- (1) 中川久仁子「淳和天皇」、『日本古代の社会と政治』所収、吉川弘文館、一九九五年。
- (2) 山田邦和「淳和天皇陵と嵯峨天皇陵」、『歴史検証天皇陵』七八、二〇〇一年)、同「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」、『花園史学』二〇、一九九九年)。
- (3) 島津毅「奈良・平安時代の葬送と仏教 皇族・貴族の葬送を中心として」、『日本史研究』六三七、二〇一五年)。
- (4) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の転回過程」、『日本史研究』六七六、二〇一八年)。
- (5) 山本大介「嵯峨・淳和上皇遺詔 崇る山陵と王の進退を巡って」、『文化継承学論集』創刊号、二〇〇五年)。
- (6) 河内祥輔によると、これが天皇制史上最初の両統迭立だといふ(『古代政治史における天皇制の論理 増訂版』吉川弘文館、二〇一四年)。
- (7) 田中久夫「祖先祭祀の研究」(弘文堂、一九七八年)など、「山陵猶「宗廟」也」の部分から「山陵」「宗廟」と解釈する論がみられる。しかし、佐野真人は「縦無「宗廟」者 臣子何処

仰。」と続く部分に注目し、山陵と宗廟が日本では区別されてきた背景から、祭祀を行う場としての山陵を設けるべきという意味で捉えるのが自然だという見解を示している（佐野真人「平安時代前期における儀礼整備史の基礎的研究」博士論文、二〇一八年）。私見でもこの指摘に同意し、山陵祭祀の是非が争われていると考察する。

(8) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の転回過程」(前掲註4論文)。

(9) 山本大介「嵯峨・淳和上皇遺詔 崇る山陵と王の進退を巡って」(前掲註5論文)。

(10) 『三國志』魏書 卷二。

(11) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲2論文)。ただし、大陸においては、王朝交代の後に山陵が暴かれるのを防ぐという理由で薄葬が行われたのであり、日本の例にそのまま当てはめるのは適さないという指摘もみられる(黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の転回過程」、前掲註4論文)。

(12) 嵯峨の遺詔中の「夫存亡天地之定数、物化之自然也」の箇所について、遠藤慶太は「続日本後紀」と承和の変」(『古代文化』五二 四、二〇〇〇年)にて、「物化」という語から遺詔の死生観が老荘思想の受容によるものであると指摘する。また、生と死の変化を認めながらも、それが自然の変化ややむを得ない運命として考えらるという「莊子」の死生観が遺詔の根底にあるとみている。なお、老荘思想については金

谷治「『莊子』における死生観」(『東洋学論集』内野博士還暦記念)所収、漢魏文化研究会、一九六四年)が詳しい。

(13) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。

(14) 『三代実録』元慶三年(八七九)三月癸丑(二十三日)条には「太上天皇、太皇太后甚鍾愛之」、「帝追加愛焉」とあるなど、淳和と正子内親王の良好な夫婦関係が伝えられている。

(15) 網干善教「日本上代の火葬に関する一、三の問題」(『史泉』五三、一九七九年)。

(16) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程 天皇家の成立をめぐる」(『家成立史の研究』祖先祭祀・女・子ども)所収、校倉書房、一九九四年)。

(17) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『史学雑誌』一〇八 一一、一九九九年)、同「律令国家陵墓制度の基礎的研究」『延喜諸陵寮式』の分析からみた」(『史林』七九 四、一九九六年)。

(18) 小林敏男「天皇霊と即位儀礼」(『古代天皇制の基礎的研究』所収、校倉書房、一九九四年)において、詳細な検討がなされている。

(19) すなわち、君主の死・交代の度に君臣秩序が新たに構築されなければならなかった。

(20) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。

(21) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。

(22) 北は殯宮儀礼や個別服属儀礼の終焉を、こころした山陵認識・

機能の変化においている。

- (23) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (24) 北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究」『延喜諸陵寮式』の分析からみた」(前掲註17論文)に詳しい。
- (25) 服藤は、国忌省除令によって中国の皇帝祭祀の重要な宗廟祭祀を導入したとし、天智天皇を始祖とする直系祖先陵墓祭祀の整備と位置づけ、宗廟祭祀として別貨幣が類似のものとして指摘した(「山陵祭祀より見た家の成立過程」天皇家の成立をめくって」、前掲註16論文)。ただ、国忌省除令自体は宗廟制度を明言するものではなく、基準を明確にする目的で定められたとする見方もある(佐野真人「平安時代前期における儀礼整備史の基礎的研究」、前掲註7論文)。
- (26) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (27) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (28) 服藤はこれを制度の強化、北は使者の任命手続きの合理化を指すとそれぞれ考察する。
- (29) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (30) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (31) 大同元年(八〇六)に太皇太后を追尊される。光仁天皇の夫人であり、桓武の母にあたる。
- (32) 大同元年(八〇六)に皇太后を追尊される。桓武の皇后であり、平城・嵯峨の母にあたる。
- (33) 弘仁十四年(八二三)に皇太后を追尊される。桓武の夫人であり、淳和の母にあたる。
- (34) 弘仁十四年(八二三)に皇后位を追尊される。淳和の夫人であり、平城・嵯峨の妹にあたる。
- (35) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (36) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程」天皇家の成立をめくって」(前掲註16論文)。
- (37) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史」律令山陵制の転回過程」(前掲註4論文)。
- (38) 田中聡「『陵墓』からみた日本史」(青木書店、一九九五年)。
- (39) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。
- (40) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後紀』承和十年(八四三)七月辛丑(十四日)の記事によると、嵯峨の一周忌が「本命之日」と重なってしまったために、その日避けるべきと良房が主張し、源信(嵯峨の皇子)がそれに反対するという事態が発生している。結果、周忌の齋会がずらされることになり、良房の意見が反映された(上野勝之「日記で読む日本史」一〇 王朝貴族の葬送儀礼と仏教」臨川書店、二〇一七年)。
- (41) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。
- (42) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。
- (43) 西山良平「陵寺の誕生」嘉祥寺再考」(『日本国家の史的特質』古代・中世)所収、思文閣出版、一九九七年)。
- (44) 西山良平「陵寺の誕生」嘉祥寺再考」(前掲註43論文)。
- (45) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史」律令山陵制の転回過程」(前掲註4論文)。

- (46) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の転回過程」(前掲註4論文)、堀裕「天皇の死の歴史的位置」(史林 八一 一、一九九八年)。
- (47) 良房は嵯峨の皇女であつた源潔姫(既に臣籍降下済み)と婚姻関係を結んでいる。生まれた子を文徳のもとに嫁がせ、自身は嵯峨の家父長制下に近づいていた中で、孫である惟仁親王(のちの清和)を天皇にし、幼帝の補佐という政治的立場と外祖父という血縁的立場の両面から権力を発揮することになる。こういった背景もあり、藤原氏の血縁意識に基づいた陵墓選考だけでなく、天皇家との結びつきを知らしめる格好にもなった。
- (48) 森田悌によると、天皇を中心とした豪華な儀式が盛行したことを背景に、良房は天皇の政治的指導性が高まることを警戒したという。そこで、文徳の即位を機に勅旨田・皇族賜田を抑制するなど、経済面からも制限を加える動きがみられる(平安時代政治史研究⁹⁶、吉川弘文館、一九七八年)。
- (49) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (50) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)、藤木邦彦「平安朝官僚の荷前関念」(同「平安王朝の政治と制度」所収、吉川弘文館、一九九一年)。